龍ケ崎市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和5年12月22日

龍ケ崎市長 萩 原 勇

龍ケ崎市条例第45号

龍ケ崎市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 龍ケ崎市こども発達センターの設置及び管理に関する条例(令和3年龍ケ崎市条例第35号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

次の表の改止則の懶に掲げる規定を向表の改止後の懶に掲げる規定に下線で示すように改止する。				
改正後	改正前			
(設置)	(設置)			
第1条 心身の発達に遅れ若しくは偏り又はその疑いのある児童の福祉	第1条 心身の発達に遅れ若しくは偏り又はその疑いのある児童の福祉			
の増進に寄与するため、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以	の増進に寄与するため、龍ケ崎市こども発達センターを設置する。			
下「法」という。) 第43条の規定に基づく児童発達支援センターとし				
<u>て</u> 、龍ケ崎市こども発達センターを設置する。				
(事業)	(事業)			
第3条 龍ケ崎市こども発達センターつぼみ園(以下「つぼみ園」とい	第3条 龍ケ崎市こども発達センターつぼみ園(以下「つぼみ園」とい			
う。)の事業は、次のとおりとする。	う。)の事業は、次のとおりとする。			
(1) 法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援(以下「児童発	(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。) 第			
達支援」という。)に関すること。	6条の2の2第2項に規定する児童発達支援(以下「児童発達支援」			
	という。)に関すること。			
(2) 省 略	(2) 省 略			
③ 法第6条の2の2第6項に規定する保育所等訪問支援(以下「保				
育所等訪問支援」という。)に関すること。				
<u>(4)</u> 省 略	<u>③</u> 省 略			
(利用者)	(利用者)			
第6条 つぼみ園を利用することができる者は、次に掲げる者とする。	第6条 つぼみ園を利用することができる者は、次に掲げる者とする。			

- (1) 市内に住所を有し、児童発達支援、放課後等デイサービス又は保 育所等訪問支援(以下「児童通所支援」という。)に係る法第21条 の5の5第1項に規定する通所給付決定を受けた保護者及びその児 童
- (2)

(利用の申込み)

第7条 児童通所支援を利用しようとする者は、法第21条の5の7第|第7条 つぼみ園を利用しようとする者は、法第21条の5の7第9項 9項に規定する通所受給者証を提示し、その旨を申し込まなければな らない。

(利用者負扣額等)

- 第9条 児童通所支援を利用する児童(以下「利用児童」という。)の保|第9条 児童発達支援又は放課後等デイサービスの利用者は、法第21 護者は、法第21条の5の3第2項第2号に規定する額に相当する額 (以下「利用者負担額」という。)を負担しなければならない。ただし、 利用児童が3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 であるときは、当該利用児童に係る利用者負担額は無料とする。
- 2 市長は、前項の利用者負担額のほか、利用児童の保護者から、児童 福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第18条の2第1号 又は第3号に規定する費用を徴収することができる。

- (1) 市内に住所を有し、児童発達支援又は放課後等デイサービスに係 る法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定を受けた保護 者及びその児童
- (2) 略

(利用の申込み)

に規定する通所受給者証を提示し、その旨を申し込まなければならな \ \

(利用者負扣額)

条の5の3第2項第2号に規定する額に相当する額を負担しなければ ならない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(龍ケ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 龍ケ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年龍ケ崎市条例第110号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1 (第1条関係)		別]表第1(第1条関係)		
職名	報酬の額		職名	報酬の額	

省略	i I	省略	İ
児童通所支援事業嘱託医師	年額 82,000円	<u>障がい児通所支援事業嘱託医師</u> 年額 82,000円	
省略		省略	